

## 第20回アジア競技大会選手村運営基礎調査業務委託 仕様書

### 1 業務名

第20回アジア競技大会選手村運営基礎調査業務委託

### 2 目的

2026年に開催予定の第20回アジア競技大会（以下「本大会」という。）では、約15,000人※に及ぶ選手団を受け入れるため、名古屋競馬場跡地（名古屋市港区泰明町、2022年4月に弥富市に移転予定）に選手村を整備する予定であり、滞在期間中、安全で快適な住環境を提供する必要がある。

※ 名古屋競馬場跡地をメイン選手村として約10,000人、残る5,000人を分村及び既存のホテル等に分散させる検討を行っている。

選手村は、選手団が寝起きする宿泊施設のほか、食事/交流の場である“メインダイニングホール”、総合的に医療を提供する“ポリクリニック”、ユニフォームや私服を洗濯する“セルフランドリー”、コンディション調整などを行う“フィットネスセンター”といったサービス施設や、セキュリティ関連施設、ハウスキーピング関連施設などの機能を備えた複合的なものとなる。（別紙「施設一覧」参照）

この整備のため、2021年度中には「第20回アジア競技大会選手村施設計画（以下「施設計画」という。）」を作成し※、2022年度にはそれを基礎資料として「基本設計」を実施する予定である。

※ 2021年12月までに素案を作成し、2022年3月に完成予定。

本業務は、「施設計画」「基本設計」で決定していく各施設の規模や諸室構成、全体配置、仕様等について、開村時において選手やスタッフ等が安全かつ快適に生活し、また業務を行うための効率的な運用に資するものとするため、各施設で提供されるサービスや機能に応じた運営方法、動線、ゾーニング等について検討を行うものである。

### 3 委託業務内容

選手村の運営に関する以下の項目について調査・検証・作業を実施する。

#### (1) ヒアリング

東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）をはじめとする大規模国際競技大会関係者等へのヒアリングを実施する。

《ヒアリング対象者》

- 東京大会組織委員会
- 日本オリンピック委員会
- 東京大会の選手村で各施設の運営又は各サービスの提供を行った事業者
- 本大会の選手村で各施設の運営又は各サービスの提供を行う可能性がある事業者・業界団体等
- その他、有効な情報収集が期待できる団体等

#### (ア) ヒアリングシートの作成

ヒアリングが効果的・効率的に実施されるよう、適切な項目立てを行い、質問事項を整理したシートを作成する。

### (イ) ヒアリング結果の整理・分析

聞き取った内容について、議事録を作成するとともに項目ごとに要点を整理し、以下(2)のための分析を行うこと。

## (2) サービス施設の運営モデルに係る検討

規模の大きさやサービス/機能の特殊性により施設計画の段階で高い熟度の検討を要する以下の施設について、過去事例の調査や(1)の分析に基づいて想定される運営モデルのメリット・デメリットを整理し、施設計画との整合を図りながら、本大会に最適な運営モデルをまとめる。

### (ア) メインダイニングホール

#### (イ) カジュアルダイニング/スタッフダイニング

#### (ウ) ランドリーサービス

#### (エ) フィットネスセンター

#### (オ) その他、先行的に検討を行う必要のある施設

## (3) 「施設計画」における動線、配置図、ゾーニングの最適化

(1)(2)の結果に基づいて、施設計画における動線・配置、ゾーニング・セキュリティラインを検証し、最適化を図るためのアドバイスを行う。

### (ア) 動線・配置

各サービス/機能を利用する選手団、サービス/機能の提供事業者、物流業者、運営スタッフ、ボランティアといった関係者の村内での動きを想定し、各サービス/機能を提供する各施設間の動線及び配置を適正化する。

### (イ) ゾーニング・セキュリティライン

(3)(ア)の検討を踏まえてセキュリティラインを想定し、「パブリックゾーン」「レジデンシャルゾーン」「インターナショナルゾーン」のゾーニングを適正化する。

## 4 業務実施計画・体制

### (1) 業務計画書の作成・提出

上記の業務の実施にあたり、業務工程や実施体制等を示す業務計画書を契約後速やかに提出すること。

### (2) 進捗管理

総括責任者及び事務局との連絡担当者をあらかじめ定めた上、事務局担当者との連絡を密にし、事業全体の進捗管理を行うものとする。

### (3) 連絡体制

トラブル等が発生した場合は、速やかに事務局担当者との連絡を取れる体制を整えること。また、受託者の責任において、適切に対応するものとする。

### (4) 企画提案により業務を受注した場合の業務履行

受託者は、企画提案により業務を受託した場合には、提案された体制や提案内容により当該業務を履行すること。

## 5 成果物

本業務の成果物として、以下に提示した成果物を、提示した納期までに納品先へ提出すること。なお、指定するデータについては、Windows 対応のソフトウェアで扱うことができるファイルで作成するものとし、CD-Rに格納して納品すること。

### (1) 成果物

ヒアリング結果報告書（議事録含む）	3部
サービス施設運営モデル提案書	3部
電子データ（CD-R）一式	3セット
その他参考資料 一式	3セット

### (2) 納期

令和4（2022）年3月18日（金）

### (3) 納品先

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号（愛知県東大手庁舎5階）  
公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 計画課

### (4) 成果物に係る著作権の譲渡

受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

### (5) 成果物の公表、変更

委託者は、成果物を自由に公表し、又は変更することができるものとする。

### (6) 成果物の説明

受託者は、委託者の指定する事務局担当者に対し、成果物について十分な説明を行わなければならない。

## 6 留意事項

### (1) 業務にあたっての前提

- ・受託者は、契約前に委託者の説明を受けるとともに、疑義があるときは、委託者の指示を受けなければならない。
- ・選手村整備の概要については、「第20回アジア競技大会に関する選手村基礎調査業務」を参照するものとする。

### (2) 資料の貸与等

- ・委託者は、本業務に必要な下記の資料を受託者に貸与する。
  - ①「第20回アジア競技大会選手村後利用事業者募集に関する一時使用条件検討業務」（令和2年8月）
  - ②「第20回アジア競技大会に関する選手村基礎調査業務」（平成31年2月）
  - ③「アジアパラ競技大会アクセシビリティ対応案検討業務」（令和3年3月）
  - ④「第20回アジア競技大会に関する輸送・警備基礎調査業務」（平成31年3月）
  - ⑤ その他、発注者と協議し、必要と認めるもの
- ・受託者は、貸与された資料を整理し、その使用を終えたときは速やかにこれを委託者へ返却しなければならない。

- ・委託者は、受託者が本業務を履行するにあたり、業務に必要とされる知識を付与し、また受託者の求めに応じて必要な事項を説明しなければならない。また、受託者は委託者から依頼があった場合は、委託者の指定する事務局担当者に対し、本業務を履行するために必要な知識の付与を行わなければならない。

### (3) 検査

委託者は、本業務の進捗状況について検査し、又は受託者の事業所等に立入検査を行うことができる。検査により、仕様書に違反する事項が発生した場合は、受託者は委託者の指示にしたがい、ただちにこれを是正しなければならない。

なお、この検査及び違反事項の是正に要する費用は、すべて受託者が負担するものとする。

### (4) 第三者への情報提供

受託者は、委託者より提供を受けた情報・資料等について、本業務を履行する上で第三者に提供する必要がある場合には、委託者の承諾を得なければならない。

### (5) 仕様書の変更

委託者は、本業務を履行するために必要であり、かつ、やむを得ないと認めるときは、受託者と協議の上、仕様書の内容を変更することができる。この変更によって、委託業務の一部が削除された場合、委託者は契約金額を変更することができる。この場合において、契約金額の減少による受託者の契約解除権は発生しない。

### (6) 妨害又は不当要求に対する届出義務

ア 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等からの妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、速やかに委託者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

イ 受託者が、アに規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、アの報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

### (7) その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。

## 7 権利処理

- ・受託者は、委託者及び第三者に対し、本業務で作成する成果物に関する著作者人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。
- ・本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他の一切の権利及び本業務に関与するすべての者に関する権利の処理は、すべて受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問

題を生ずることなく完全な状態で委託者に帰属するよう措置するものとする。

- 関係者その他第三者から異議、苦情の申し立て、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- 委託期間にかかわらず、今後、本業務のために制作されたイラスト、デザイン、撮影された写真等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。万一、関係者その他の第三者から異議、苦情の申し立て、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

別紙「施設一覧」

機能分類	機能名称	概要
<b>パブリックゾーン</b>		
屋外	車両セキュリティチェック	外部から選手村内に入る際、車両及び荷物のセキュリティチェックを行うためのスペース。
	トランスポートモール	選手村と空港、各競技会場等との輸送を行う拠点。車両乗降場及び車道・歩道等を含む。
事務所・会議室	アクレディテーションセンター・ゲストバスセンター	アクレディテーション（AD）カードの有効化手続きや選手村に入れるADカードを保有していない人が選手村に入るためのゲストバスを発行する窓口。オフィススペースを含む。
	歩行者セキュリティチェック	外部から選手村に入る際、歩行者及び手荷物の検査及びアクレディテーション（AD）カードのチェックを行うためのスペース。
	選手団登録会議室	大会に参加する選手団の宿泊者数の確定等の手続きのための会議（選手団登録会議（DRM））を行う室。オフィス、作業スペースを含む。
	アロケーションオフィス	DRMは選手団が選手村に最初に到着した際に実施する。 大会に参加する選手団の、選手村内での宿泊棟・室の割り当てを行う事務所。 上記の手続きは、DRM後に実施する。
	メディア関連諸室	選手村内のメディアセンター。記者会見室、プレスワークルームが含まれる。
	テクノロジー関連諸室	選手村の通信・情報処理、音響・映像等に関連する設備機器、システムの保守・運用等の業務を行う諸室の総称。
	セキュリティ関連諸室	選手村内のセキュリティに関連する諸室の総称。セキュリティ関連のデータセンター等を含む。
	ボランティア等休憩スペース	選手村に勤務するボランティア、外部委託スタッフ、臨時スタッフ等が休憩に使用するスペース。
倉庫	物流拠点	選手村で搬出入する物品の荷崩し等を行うスペース。
<b>その他</b>		
屋外	Tカー用駐車場	VIPや関係者の特別輸送車両（Tカー）を待機させておくためのスペース。
<b>インターナショナルゾーン</b>		
屋外	アジアンゲームズパーク	入村式をはじめとするセレモニーやイベントを行う屋外広場。
	旗広場	大会旗、OCAの旗、開催国を含む約45の参加国・地域の国旗を掲揚する屋外広場。
飲食・厨房	メインダイニングホール	選手村宿泊者及び許可された関係者等が、食事をとるスペース。
事務所・会議室	NOCサービスセンター	各選手団への情報提供や支援を行う拠点。各種のサービス窓口（輸送、出入国、物流など）が設置される。
	スポーツインフォメーションセンター	選手団に対して、競技や練習に関する公式情報が提供されるスペース。
	団長会議室	大会期間中に定期的に開催される団長会議（Chef de Mission Meeting）を行うための専用会議室。団長会議には、各選手団の団長の他、組織委員会の各部門の責任者等、主要な関係者が出席する。
	会議室（共用）	特定の選手団や部門によらない、ゲスト等の利用を想定した共用の会議室。
	計量室	体重別階級制を採用している競技の選手が計量を行うためのスペース。
ラウンジ	VIPラウンジ	選手村を訪れたVIPのための応接スペース。飲み物や軽食（ケータリング）の提供も行う。
礼拝施設	礼拝施設	選手村利用者用の各種宗教に対応した礼拝施設。
娯楽・便益施設	娯楽・便益施設	選手村利用者向けのレクリエーションやサービスを行う施設。想定する主な用途は以下のとおり。 インターネットカフェ、コンビニ、お土産物店、ATM・両替、郵便局、ヘアサロン 等
飲食・厨房	スタッフダイニング・カジュアルダイニング	選手村内に勤務するスタッフ用のダイニング及び、メインダイニングホールを利用する許可のない関係者・ゲスト等が利用できるダイニング。
事務所・会議室	組織委員会事務所	選手村に常駐する組織委員会の職員が勤務する事務所。
	選手村運営事務所	選手村の運営を行う事業者等の本部事務所。
<b>レジデンシャルゾーン</b>		
宿泊	宿泊室	選手・役員が宿泊する居室。過去大会や他の国際スポーツ大会事例では、3～10名前後で1住戸に宿泊している。各住戸は、人数分のベッドを備えた寝室（シングル・ツイン等を組み合わせる）、リビング、浴室・トイレ・洗面で構成される。浴室・トイレ・洗面は4人あたりに1箇所ずつ必要となる。
	ラウンジ	休憩・交流などに使用する宿泊棟の共有スペース。
宿泊者サービス	ハウスキーピング関連諸室 (ハウスキーピング休憩室・ハウスキーピング倉庫・ゴミ置き場)	ハウスキーピングサービス関連諸室。
	セルフランドリー	選手村宿泊者の衣類等の洗濯を行うスペース。
	居住者センター	選手村運営スタッフが常駐する窓口、オフィスを設置し、宿泊者向けの各種情報提供や案内、トラブル対応等を行う場所。
娯楽・便益施設	娯楽・便益施設	選手村宿泊者向けのサービスを行う施設。想定する主な用途は以下のとおり。 コンビニ、ATM・両替 等
事務所・会議室	NOC関連諸室	大会に参加する選手団ごとに割り当てられる諸室。CdM（団長）室、オフィス、メディカル、倉庫及び会議室を含む。
	NOC会議室	
フィットネス	フィットネスセンター	選手がトレーニング、コンディショニングを行うフィットネス施設。
医療	ポリクリニック	選手村内の総合病院。急性疾患や怪我の初期診療と救急医療、外部医療機関との連携が主な機能。
	ドーピングコントロールステーション	選手村内でドーピングコントロールを行う諸室の総称。